

大阪市告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年3月19日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	敷地の幅員	敷地の延長
旭区第2026-01号線	旭区太子橋3丁目 280番の18地先から 同区太子橋1丁目 1706番の9地先まで	m 4.00～ 5.69	m 509.60

(建設局総務部管財課)